「東京都感染症予防計画」中間見直しの概要

資料１

１．計画の概要

※基本指針の特定事項は３年ごとに検討し、必要に応じて変更。
基本指針の変更がない場合も、都道府県等が必要があると
認める時は予防計画を変更できる

・感染症法及び国が定める基本指針※に基づき、感染症の発生の予防、まん延防止のための施策、医療提供体制の確保に関する事項等についての基本的考え方を示すもの　【計画期間：令和６年度から令和１１年度まで】

・病床確保や発熱外来などを行う**医療機関等と協定を締結**し、新興感染症発生時に段階的に対応する体制を確保

２．計画の進捗

協定締結を進め、**数値目標は概ね達成**

３．中間見直しのポイント

有事に向けた**更なる実効性の向上**を図るため、**予防計画の中間見直しを行い、具体的に強化すべき取組を記載**

項目		目標値	実績値（令和8年4月1日時点）
病床	流行初期	4,000床	**5,076床**
	流行初期以降	6,000床	**6,851床**
外来	流行初期	1,000機関	**3,138機関**
	流行初期以降	4,900機関	**5,276機関**
自宅療養者等への医療の提供	病院・診療所	3,400機関	**3,788機関**
	薬局	4,800機関	**5,821機関**
	訪看事業者	1,200機関	**1,310機関**
後方支援医療機関		310機関	**457機関**
人材派遣	医師	300人	**561人**
	看護師	160人	**632人**
医療従事者の研修・訓練 協定締結医療機関の感染症に係る研修・訓練の実施又は医療従事者を参加させている割合		100％	83% ※令和7年10月1日時点
個人防護具の備蓄（物資の確保）		協定締結医療機関等のうち8割以上の施設が、当該施設の使用量2か月分以上に当たるPPEを備蓄	58%
人材育成 保健所職員・都職員等に対する研修・訓練の実施回数		1回／年	**33回** ※対象期間はR6.10.1～R7.9.30、都保健所実施分も含む
検査体制	流行初期	11,000件/日	**37,191件/日**
	流行初期以降	59,000件/日	**69,131件/日**
宿泊療養施設	流行初期	1,200室	**1,860室**
	流行初期以降	9,500室	**11,180室**

「東京都感染症予防計画」中間見直しの概要

これまでの主な取組

■ 医療提供体制の確保

・医療機関（病院、診療所、薬局、訪看）、
宿泊施設との協定締結

・協定締結医療機関に対する施設・設備整備補助

■ 有事に備えた人材育成

・協定締結医療機関向け感染症対策研修

■ 検査体制の確保

・健康安全研究センターの検査体制整備

・民間検査機関との協定締結

■ 東京iCDC等専門家の知見の活用

・感染症の状況に応じた専門家ボード等の開催

強化すべき点

■ 都と関係機関との平時からの連携

協定を締結した医療機関や民間検査機関等における
速やかな体制構築の推進

■ 医療提供体制・検査体制の整備

有事における医療機関の患者受入体制の確保や
患者の症状に応じた療養環境整備の迅速化

■ 都における情報収集・分析及びリスク評価機能の整備

ＡＩの活用等による情報収集の効率化や高度化

「東京都感染症予防計画」中間見直しの概要

	令和８年度			
	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月
感染症予防医療対策審議会			★第1回［諮問］（10/9） ★第2回［審議］	★第3回［答申］
感染症対策連携協議会（全体会）			★第1回 ★第2回	★第3回
予防計画協議部会		★第1回（7/2）	★第2回	
保健所連絡調整部会		★第1回（7/22）	第2回	
医療体制協議部会		★第1回（7/31）	第2回	

○パブリックコメント

○関係団体へ意見照会

計画中間見直し・公表